

小松島市子育て世帯応援学校給食無償化事業

物価高騰に伴う子育て世帯の負担を軽減するため、4月から9月までの学校給食費等について支援を行っています。

■対象者 下記の①から③のいずれかに該当する者

- ①市内の小中学校に在籍し、学校給食の提供を受けている児童生徒
- ②市内の小中学校に在籍し、アレルギー・疾病の理由により昼食を持参する小松島市在住の児童生徒
- ③市外の小中学校（特別支援学校含む）に通学する小松島市在住の児童生徒

■支援内容 上記対象者の①から③の区分に応じて下記の通りとする。

- ①給食費無償
- ②③対象者1人あたり補助金月額5,000円の支給（ただし、夏休み期間である8月は除く）

申請の手続き等

対象者 ① 申請の必要はありません。

対象者 ②③

対象者には、原則として個別に申請書を送付しますので、学校課へ提出してください。7月末までに申請書が届かない場合は学校課までご連絡ください。

審査実施後、9月に指定口座に振り込みます。補助金交付決定通知書にて振込日をご確認ください。



問 ● ①給食費無償化について

市教育委員会 教育政策課（教育庁舎2階）

☎32・3813 / FAX32・2126

✉kyouikuseisaku@city.komatsushima.i-tokushima.jp

● ②③補助金について

市教育委員会 学校課（教育庁舎2階）

☎32・3811 / FAX33・3540

✉gakkou@city.komatsushima.i-tokushima.jp

税務課からのお知らせ

令和6年度から適用される 個人市・県民税等の主な税制改正

森林環境税（国税）の創設

森林環境税とは、森林の整備およびその促進に関する施策の財源に充てるために創設された国税で、国内に住所のある個人に対して課税され、令和6年度から個人市・県民税と併せて1人年額1,000円が徴収されます。なお、東日本大震災復興基本法に定める基本理念に基づき、均等割額を平成26年度より個人市・県民税で500円ずつ計1,000円引き上げていた臨時措置は、令和5年度で終了します。

	令和5年度まで	令和6年度以降
森林環境税額	—	1,000円
県民税均等割額	1,500円	1,000円
市民税均等割額	3,500円	3,000円
合計	5,000円	5,000円

個人市・県民税の定額減税

■対象者

令和5年分の個人市・県民税の合計所得金額が1,805万円以下の納税義務者

※均等割のみが課税されている場合は対象外

■減税額の算出方法

納税義務者本人、控除対象配偶者および扶養親族1人につき1万円を乗じた金額を所得割額から控除します。た

だし、合計額が所得割額を超える場合は、所得割額を限度として控除します。

■手続き

定額減税を受けるための申請等は必要ありません。

■定額減税額の確認方法

定額減税額は個人市・県民税の各種通知書において確認することができます。

● 給与からの特別徴収の場合

特別徴収税額の決定通知書（5月下旬ごろ、お勤め先から配布予定）

● 普通徴収の場合

納税通知書（6月中旬ごろ、ご自宅に送付予定）

● 公的年金からの特別徴収の場合

決定通知書（6月中旬ごろ、ご自宅に送付予定）

令和6年度（令和5年分） 市県民税所得（課税） 証明書の交付申請について

令和6年度（令和5年分）の証明書の交付は、令和6年6月10日（月）からを予定しています。



問 市税務課 市民税担当 ☎32・3821 / FAX33・3401

✉shiminzei@city.komatsushima.i-tokushima.jp